

# 役員報酬規程

(2020年3月23日制定)

(目的)

**第1条** この規程は、学校法人C2C Global Education Japan (以下「本法人」という。)の寄附行為第20条第4項の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、本法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員報酬等とは、報酬及びその他役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。なお、この役員報酬等には、給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費(交通費、宿泊費等)及び手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

**第3条** 役員に対しては、報酬等を支給するものとする。

(報酬の額の算定方法)

**第4条** 役員報酬月額は、別表1の俸給表のとおりとし、各役員報酬月額は俸給表のうちから、理事長が決定する。

(報酬の支給方法)

- 第5条** 役員に対する報酬等の支給の時期は、毎月25日(但し、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、支給日の直前営業日)とする。
- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。但し、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
  - 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

- 第6条** 役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。
- 2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(月の途中で就任、退任又は解任した場合の報酬)

- 第7条** 新たに役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
  - 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(公表)

**第8条** 本法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

**第9条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

**第10条** この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決を経なければならない。

**附 則**

この規程は、2020年4月1日から施行する。

この規程の施行をもって、「山梨学院役員等報酬規程」(昭和62年3月6日制定)及び「山梨学院役員退職金支給規程」(昭和54年12月5日制定)はこれを廃止する。

**附 則**

この規程は、2021年4月1日から施行する。

別表1：役員報酬

(単位：円/月)

号俸	理事長	理事		監事	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤
1	700,000	200,000	50,000	100,000	30,000
2	800,000	250,000	100,000	150,000	40,000
3	900,000	300,000	150,000	200,000	50,000
4	1,000,000	350,000	200,000	250,000	60,000
5	1,100,000	400,000	250,000	300,000	70,000
6	1,200,000	450,000	—	350,000	—
7	1,300,000	500,000	—	400,000	—
8	1,400,000	550,000	—	450,000	—
9	1,500,000	600,000	—	—	—
10	1,600,000	650,000	—	—	—